

# 平成 2 1 年度経営計画

鹿児島県信用保証協会

## 1 経営方針

### (1) 業務環境

#### 1) 鹿児島県の経済動向

最近の鹿児島県の経済動向をみると、主要ホテル・旅館の宿泊客数は堅調に推移しているものの、乗用車販売、百貨店・スーパーの販売額は減少しており、個人消費は、全体として弱めの動きとなっている。

建設関連では、新設住宅着工は持ち直しつつあるが、公共工事の低迷が続いていることから、全体としては低調となっている。

生産活動においては、焼酎製造を除く食料品工業や電子部品関連が低調に推移しており、設備投資についても減少傾向にあるなど、全体としては弱めの動きとなっている。

また、労働需給は、新規求人数が減少し、緩和していることから、雇用情勢は悪化している。

このように、県内経済は、全体としては弱まってきている状態にある。

今後の経済動向については、今後予定される鹿児島・台北線の定期航路開設による観光産業等への効果が期待されるものの、個人消費の大幅な増加や建設関連の回復を見込めず、生産活動も弱含みで推移するものと見込まれることから、厳しい状況が持続するものと見込まれる。

#### 2) 中小企業を取り巻く環境

鹿児島県内の経済は、全体としては弱まってきているとされているが、県内中小企業の景況については、業種間にばらつきがあるほか、勢いの感じられない個人消費、公共工事の減少、雇用環境の悪化等により、先行きが懸念されるなど、依然として、楽観視できない状況で推移している。

一方、金融面からみると、資金繰り悪化等に伴う資金需要が旺盛であるものの、製造業を中心に設備機械等の更新や生産・販売能力増強のための設備投資が減少傾向にあるなど、資金需要は低調である。

今後の中小企業を取り巻く環境は、個人消費の低迷、公共工事の減少、雇用環境の悪化、設備投資の減少等により、大幅な改善は期待できず、今後も、厳しい状況が持続するものと見込まれる。

## (2) 業務運営方針

このような県内の経済動向や中小企業を取り巻く厳しい環境の中にあって、平成21年度の業務運営は、平成20年末に創設された緊急保証の影響により、保証承諾は、年度前半については、前年を上回るものの、全体としては、平成20年度を下回るものと見込まれ、また、代位弁済については、企業倒産件数の増加や緊急保証制度の推進等による代位弁済率の悪化が見込まれるほか、回収についても、有担保保証の減少や第三者保証人の非徴求の影響による回収率の低下が見込まれるなど、厳しい状況になるものと見込まれる。

平成21年度は、第2次中期事業計画の基本方針のもとに、これら本協会を巡る厳しい環境に対応して、平成20年度に引き続き、リスク考慮型保証料率体系の円滑な実施、中小企業者に対する経営支援・再生支援の充実、国・地方公共団体の施策に即応した政策保証等の促進、金融機関との責任共有制度の適正な運用、期中管理の徹底による代位弁済の抑制、求償権の回収促進等に積極的に取り組むこととする。

さらに、本協会の財政基盤の充実・強化、中小企業者の利便性の向上対策の推進、業務運営に関する外部評価制度による透明性の確保、コンプライアンス態勢の充実・強化、個人情報データの適正な管理等に努める。

加えて、保証業務に係る審査及び企画機能の充実・強化のための体制を整備する。

## 2 重点課題

### 【 保証部門 】

#### (1) 現状認識

県内中小企業を巡る厳しい経営環境を反映して、緊急保証制度の利用を中心とする保証承諾が大幅に増加しており、また、従来の流動資産担保融資保証や特定社債保証に加え、新たに、予約保証、一括支払契約保証、農商工等連携事業関連保証、経営承継関連保証、新株予約権引き受けを伴う保証などの保証制度が創設されるなど、保証制度は多様化・高度化している。

このような状況の中にあって、増大する保証申込等に適切に対応できる保証審査体制の確立とともに、保証業務に係る企画機能の充実・強化、各保証制度の利用見込企業のリストアップや企業訪問等による利用促進、保証審査に関する目利き能力の向上、中小企業者等の利便性の向上に努めることが重要である。

このため、以下に掲げる課題について重点的に取り組むこととする。

#### (2) 具体的な課題

ア 保証審査体制の充実

イ 保証業務に係る企画機能の充実・強化と保証利用の推進

ウ 政策保証等の推進

(ア) セーフティネット保証の推進

(イ) 流動資産担保融資保証の推進

(ウ) 特定社債保証の推進

(エ) 当座貸越根保証、事業者カードローン根保証の推進

(オ) ベンチャー関連保証、創業関連保証の推進

(カ) 予約保証の推進

(キ) その他の国・地方公共団体関係政策保証の推進

エ 保証審査に関する目利き能力の向上

オ 中小企業者等の利便性向上に向けた取組

カ 信用リスク管理態勢の充実・強化

#### (3) 課題解消のための方策

ア 保証審査体制の充実

審査事務の効率化・迅速化を図るため、金融機関別審査担当方式から地区別審査担当方式（4グループ制）への変更、審査担当職員の増員と適正配置等により、保証審査体制の充実を図る。

また流動資産担保融資保証や特定社債保証、ベンチャー関連保証など高度な知識やノウハウを必要とする保証制度については、あらかじめ指定した職員が専ら審査担当することによって、審査事務の適正化を図る。

イ 保証業務に係る企画機能の充実・強化と保証利用の推進

保証業務に係る企画機能の充実・強化を図るため、保証部に専ら保証審査事務を担当する審査担当次長を置き、2名次長体制とし、総括次長が保証業務に係る企画立案事務に注力できる体制とする。

また、保証業務改革推進プロジェクトチームを中心として、保証承諾促進対策、保証制度の新商品の開発、企業訪問実施方法等に関する企画立案、保証業務に係る規程等の制定・改廃等に関する協議・検討を行うとともに、金融機関、商工団体、中小企業者の訪問、機関誌による保証制度の広報等を積極的に実施し、保証利用の推進を図る。

## ウ 政策保証等の推進

多様化する中小企業者の資金ニーズに的確かつ迅速に対応するため、緊急保証をはじめとした政策保証等の積極的な推進を行い、弾力的な保証対応に努めるとともに、国・地方公共団体の政策に沿って創設された保証制度について、広報や利用促進に積極的に取り組む。

### (ア) セーフティネット保証の推進

厳しい金融・経済環境下における中小企業対策の金融施策としての緊急保証を含むセーフティネット保証は、平成22年3月末までの取扱いとなっていることから、平成21年度はこれらのセーフティネット保証の認定要件や取扱期間等について、金融機関、商工団体等に対して各種説明会や訪問等により、周知に努め、その趣旨を踏まえ、迅速で的確かつ積極的な保証対応に努める。

また、一定期間ごとに見直される指定業種等については、ホームページや保証月報等を活用するなど、金融機関や中小企業者に対し情報を提供する。

### (イ) 流動資産担保融資保証の推進

不動産担保に依存しない当該保証制度の保証要件や利便性について、中小企業者や金融機関へPRするとともに、売掛債権及び棚卸資産の多い企業のリストアップ等を行い、企業訪問等により、利用促進を図る。

### (ウ) 特定社債保証の推進

中小企業者や金融機関等に対して、適債要件の周知徹底に努め、金融機関と連携して、既発社債の償還期限が到来する企業や適債要件に合致する企業をリストアップし、企業訪問等により、利用促進を図る。

### (エ) 当座貸越根保証、事業者カードローン根保証の推進

保証制度の資格要件や利便性について、中小企業者や金融機関へPRし、保証要件に合致する企業をリストアップし、企業訪問等により、新規利用の推進を図る。

### (オ) ベンチャー関連保証、創業関連保証の推進

実地調査や経営者との面談を通して、事業の将来性や経営手腕等を的確に判断するとともに、事業計画に対する助言を行う等、きめ細やかに対応する。

また、(財)かごしま産業支援センターとの情報交換や本協会と当該センターとのタイアップした支援などにより、ベンチャー関連保証や創業関連保証の利用促進を図る。

(カ) 予約保証の推進

融資の保証を事前に予約することにより、その予約期間中の中小企業者の一時的かつ緊急的な資金需要に迅速に応えることを目的とした予約保証は、PR不足等により、まだ十分に利用されていない状況にある。そのため、金融機関や中小企業者に対し、保証要件や利便性等についてPRし、利用促進を図る。

(キ) その他の国・地方公共団体関係政策保証の推進

一括支払契約保証、農商工等連携事業関連保証、経営承継関連保証、新株予約権引き受けを伴う保証などの国の政策保証や、かごしま共生・協働サポート融資保証などの地方公共団体の政策保証については、制度内容の周知徹底、円滑な利用促進等に適切に対応する。

エ 保証審査に関する目利き能力の向上

職員の審査能力の向上を図るため、連合会主催の信用調査検定プログラムなどの活用による各種資格の取得促進を図るとともに、連合会研修への参加やOJTを通じて、中小企業者の財務状況、成長性、技術力等を的確に評価できる職員を養成する。

オ 中小企業者等の利便性向上に向けた取組

- (ア) 本協会ホームページなどにより、中小企業者に保証要件や各種保証制度の詳細な内容等、必要な情報を適時・的確に提供するとともに、中小企業者等からの相談や意見、要望等に迅速な対応を行うなど利便性の向上を図る。
- (イ) 中小企業者を対象として、保証利用のメリットや主な保証制度の内容、申込手続き等をわかりやすく説明したパンフレットを作成し、中小企業関係の各種会議での活用や中小企業団体・県・市町村機関の窓口等を通じ、配布する。
- (ウ) 保証制度を充分に利用していない中小企業者や流動資産担保融資保証の対象企業等に対して、Eメールの活用や郵便等により、制度保証創設・改正の内容、不況業種の指定情報など、効果的な情報提供に努める。
- (エ) 中小企業者からの要望や苦情等については、データベース化して情報を共有化し、中小企業者の利便性の向上に資するよう努める。
- (オ) 審査体制を金融機関別審査担当方式から地区別審査担当方式（4グループ制）に改め、信用保証審査マニュアルの周知徹底により、保証審査の統一化・平準化を図るとともに、保証審査時等に中小企業者から徴求する書類の簡素化に努め、保証審査の迅速化及び効率化を図る。

カ 信用リスクの管理態勢の充実・強化

保証審査に当たっては、信用保証審査マニュアルの周知徹底を図り、定量的評価及び定性的評価を実態的・総合的に行い、信用リスク管理態勢の充実・強化を図る。

- (ア) 保証部の部内研修会や定例部内会議を活用し、保証審査における基本的な考え方や信用保証審査マニュアルの周知徹底を図り、統一的で平準化した審

査判断の徹底に努める。

- (イ) 貸付後，短期間で代位弁済となった事故案件については，早期代弁事故案件に係る検証分析実施要領に基づき，事故に至った原因等を検証分析し，今後の審査事務にフィードバックする。

## 【 期中管理部門 】

### (1) 現状認識

県内の倒産は、件数及び負債額ともに大幅な増加傾向にあり、今後についても、緊急保証制度等の推進による一定の効果が見込まれるものの、低迷する県内景況の中にあつて、県内中小企業者は、引き続き、厳しい経営環境下にあり、事故債務や延滞債務の発生は高い水準で推移するものと見込まれる。

このため、大口保証企業及び創業・ベンチャー関連企業等については、保証後も每期決算書を徴求し、その実態把握に努めるとともに、事故防止のため早期に適切な措置を講じることとする。

延滞企業や事故企業については、金融機関と連携し、事故原因や今後の見通し等を的確に把握し、正常化見込企業や代位弁済見込企業、経営支援・再生支援が必要な企業等を早期に見極め、効果的な事業再生支援及び代位弁済の抑制等に努めるとともに、代位弁済が見込まれる案件については、企業との面談等を行い、代位弁済手続きの早期着手に努めることとする。

このため、以下に掲げる課題について取り組むこととする。

### (2) 具体的な課題

- ア 経営支援・再生支援等体制の強化
- イ 経営支援、再生支援及び創業・再挑戦支援の推進
- ウ 大口保証企業等の決算書每期徴求による事故防止
- エ 金融機関との連携強化による期中管理（早期実態把握）の強化
- オ 返済緩和の条件変更等の審査の充実

### (3) 課題解消のための方策

- ア 経営支援・再生支援等体制の強化

保証部所属の中小企業診断士の活用、保証部の事故報告、条件変更事務等との連携を強化し、効果的かつ迅速な経営支援、再生支援等を推進するため、経営再生支援室を総務部から保証部に移管する。

- イ 経営支援、再生支援及び創業・再挑戦支援の推進

(ア) 経営支援及び再生支援については、事故が予見される企業、事業再生に取り組む求償権先等について、早期の実態把握に努め、「経営再生支援対策会議」による経営改善計画や再生計画の作成支援のほか、中小企業再生サポートシステム（CSS）、中小企業経営診断システム（MSS）等の有効活用により、これら企業を積極的に支援する。

(イ) 再生支援については、審議役や中小企業診断士の資格を有する審査担当者と経営再生支援室との緊密な連携のもとに、対象企業の訪問や面談等による助言・指導等の支援のほか、県中小企業再生支援協議会との緊密な連携や再生支援審査会による審議を通じて、積極的な支援を行う。

- (ウ) 創業・再挑戦に取り組む企業の支援については、関連情報の収集・分析等に努め、適切に対応する。
- (エ) 経営・再生支援等に当たっては、金融機関や商工団体等と緊密な連携を図りながら、効果的な対策を講じる。

ウ 大口保証企業等の決算書每期徴求による事故防止

大口保証企業、特定社債保証企業、ベンチャー・創業関連保証企業や経営支援・再生支援企業については、大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領に基づき、決算書を每期徴求することにより、経営計画の達成状況や財務状況を把握し、必要に応じ、適切な措置を講じる。

エ 金融機関との連携強化による期中管理（早期実態把握）の強化

- (ア) 正常化見込企業に対しては、条件変更や長期保証への借換えにより、月々の返済額の軽減を図る。
- (イ) 代位弁済が見込まれる企業に対しては、企業との面談等を行い、早期に代位弁済手続きに着手するとともに、債権保全等適切な措置を講じる。
- (ウ) 代位弁済請求書受付から代位弁済履行までの金融機関等との交渉内容等について、経過記録簿により、請求案件の経過等を把握し、求償権の適正な管理と着実な回収促進を図る。

オ 返済緩和の条件変更等の審査の充実

返済緩和の条件変更等の審査は、期中管理要領に基づき、保証審査における定量及び定性評価と同様の審査を踏まえ、経営改善計画や長期収支計画の実現性・妥当性を検証するなど企業の実態に応じた対応を行う。

## 【 回収部門 】

### (1) 現状認識

代位弁済は、建設業や小売業を中心に大幅な増加傾向にあり、一方では、無担保求償権や第三者保証人の無い求償権の増加、自己破産等法的手続の増加などにより、求償権の管理回収環境は一段と厳しくなっていると同時に、求償権残高も増加傾向にある。

このような状況のもと、求償権の適正な管理を行い、債務者ごとの回収方針を定め、進行管理を徹底するなど、より効率的かつ効果的な回収に努める。

また、無担保求償権等について、保証協会債権回収(株)に委託し、効率的な回収を図る。

なお、回収見込みのない求償権については、計画的に管理事務停止及び求償権整理を行い、求償権回収業務の効率化を図る。

### (2) 具体的な課題

- ア 求償権回収の促進
- イ 担保物件の処分促進
- ウ 求償権の適正管理
- エ 保証協会債権回収(株)の有効活用
- オ 求償権消滅保証に係る事業再生支援の促進
- カ 計画的な管理事務停止と求償権整理の実施

### (3) 課題解消のための方策

#### ア 求償権回収の促進

##### (ア) 早期回収の着手

新規求償権の現況把握に努め、早期に返済交渉や状況に応じた法的手続き（本訴、支払督促、仮差押、競売等）を実施することにより、早期回収の促進に努める。

##### (イ) 定期回収の促進

- a 一括返済が困難な企業については、定期回収を積極的に推進するとともに、回収が長期にわたり滞っている企業については、文書督促や訪問督促を継続的に行い、現状把握に努め、定期回収の増加に努める。
- b 既存の定期回収企業については、求償権残高に対して返済額が僅少な企業や、債務者・特定の保証人のみが返済している企業に対して積極的に返済交渉を行うなど回収の増額を図る。
- c 定期入金者の利便性を確保するため、コンビニエンスストアを活用した、コンビニエンス求償権収納システムの早期導入に努める。

##### (ウ) 不定期回収の促進

- a 入金管理を徹底し、入金がなかった企業については、追跡調査を行い、善後策を講じる。

- b 残高が少額となっている求償権先や損害金のみとなっている企業については、一括返済交渉を積極的に行う。
- c 督促強化月間の設定や定期的な夜間督促を実施し、回収額の増加を図る。
- d 債務者・連帯保証人の状況に応じた元金・損害金の減免による一括回収や元金等の一部弁済による連帯保証人の残債務免除等により、求償権回収の最大化を図る。

#### イ 担保物件の処分促進

- (ア) 有担保案件については、現地調査を行い、現況・評価額等を把握し、任意処分又は競売等効果的な手段を講じる。
- (イ) 任意処分や競売に当たっては、金融機関や不動産業者等に情報を提供し、早期処分に努める。  
また、競売情報を保証月報に掲載し、処分促進を図る。

#### ウ 求償権の適正管理

- (ア) 求償権ごとに定めた回収方針で、その手続きが長期化している案件のうち、随時追跡の必要のあるものを追跡案件として電算処理システムに登録するとともに、新たに「追跡案件調書」を作成し、債務者等の実態把握を充分に行い、毎月開催する部内会議において回収方針等の善後策を講ずる。
- (イ) 追跡案件については、電算処理システムから毎月出力される「進行管理リスト」に、その旨を表示するとともに、最終交渉日から1か月以上経過した案件については、当該リストにアラームを表示することで、債務者等との交渉が長期間途絶えている案件を把握・管理する。

#### エ 保証協会債権回収(株)の有効活用

- (ア) 無担保求償権等の回収促進のため、保証協会債権回収(株)への委託を増加し、効果的な回収を図る。
- (イ) 債務者等が首都圏や近畿圏へ転出している求償権については、保証協会債権回収(株)へ委託し、同社の首都圏営業所や開設が予定されている近畿圏の営業所を活用し回収促進を図る。
- (ウ) 保証協会債権回収(株)の営業所相互間による回収が可能となった場合は、業務区域外求償権を新たに委託し、回収を図る。

#### オ 求償権消滅保証に係る事業再生支援の促進

営業中の求償権先について、訪問による現況把握や決算書の徴求を行い、事業再生が可能か精査し、経営再生支援所管部署等と連携して支援の促進に努める。

#### カ 計画的な管理事務停止と求償権整理の実施

適切な管理事務停止及び求償権整理を促進し、求償権回収事務の効率化を図る。

## 【 その他間接部門 】

### (1) 現状認識

リスク考慮型保証料率体系の導入，第三者保証人の原則非徴求，金融機関との責任共有制度の導入など信用補完制度が大きく変革し，代位弁済額の増加，求償権回収の減少傾向など本協会を巡る環境は，ますます厳しくなっている。

このため，代位弁済の抑制，求償権回収の促進等に努めるとともに，信用保証業務に関する企画立案や総合調整機能等の充実，経営支援・再生支援の充実，電算処理システムの適正化・効率化等を図っていくこととする。

また，本協会は公的機関として高い公共的使命と社会的責任を負っていることから，コンプライアンス態勢及び監査体制の充実・強化を図るとともに，個人情報情報の適正な管理に努める。

### (2) 具体的な課題

ア 企画立案や総合調整機能等の充実

イ リスク考慮型保証料率体系及び金融機関との適切な責任共有制度の円滑な実施

ウ 信用保証制度の多様化・高度化等に対応した組織体制の確立及び職員の資質向上

エ 電算処理システムの適正かつ効率的な運用

オ 個人情報の適正な管理

カ コンプライアンス態勢の充実・強化

キ 的確かつ効率的な内部監査の実施

### (3) 課題解消のための方策

ア 企画立案や総合調整機能等の充実

中期事業計画や年度経営計画の策定，各部署間の横断的な企画立案・総合調整，事務の合理化・効率化等に関する企画調整機能を充実し，その十分な発揮に努める。

また，本協会の審議役や部長等で構成する「計画等自己評価委員会」において年度経営計画の自己評価を行うとともに，公認会計士等で構成する「外部評価委員会」から，自己評価に係る評価方法，評価内容等について，意見・助言を受けることとする。

イ リスク考慮型保証料率体系及び金融機関との適切な責任共有制度の円滑な実施

リスク考慮型保証料率体系の運用については，今後も，財務データの入力チェック体制の強化及び保証料率等再計算検証システムによる検証を実施し，その正確性の確保に努める。

また，金融機関との適切な責任共有制度については，負担金計算の基礎データとなる金融機関別の保証債務残高や代位弁済額及び移転担保処分による回

収額の集計結果を定期的に出力、点検し、正確なデータ提供に努める。

ウ 信用保証制度の多様化・高度化等に対応した組織体制の確立及び職員の資質向上

保証部に、専ら保証審査事務を担当する審査担当次長を置き、総括次長が企画・立案事務等に注力できる体制を構築するとともに、保証審査体制方式を変更することによって、保証業務に関する企画立案能力の向上、保証審査事務の効率化及び迅速化を図ることとする。

また、各種職員研修制度の活用のほか、資格取得等奨励表彰制度により、協会の業務推進に緊密な関係を有する国家資格の取得等を支援し、職員の資質向上を図る。

エ 電算処理システムの適正かつ効率的な運用

電算処理システムの開発・運用・管理については、電算業務取扱規程に基づき、適正かつ効率的な運用を図るとともに、文書管理規程に基づく重要文書等の受理・処理の適正化、関係部署間の連携強化、電算関係職員の資質向上対策等に努める。

オ 個人情報の適正な管理

本協会は、平成17年4月、個人情報保護関係の諸規程等を施行し、個人情報保護の徹底に努め、平成20年9月、個人情報関係の規程等の一部見直しを行ったが、これら諸規程の周知徹底を図るとともに、個人情報の適正な管理に努める。

カ コンプライアンス態勢の充実・強化

(ア) コンプライアンス態勢の充実・強化

毎年度策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、幹部会議や各種研修・啓蒙活動を通じて役職員の倫理意識及び公共意識の向上、業務上守るべき法令・諸規程等の適正な運用に努めるとともに、事務ミス等の事例のデータベース化による情報の共有化を図り、正確な業務運営に取り組む。

また、コンプライアンス浸透のベースとなる定款、業務方法書、諸規程等の制定、改廃、運用等の適正化を図るため、法制的視点に基づくチェック機能を強化するとともに、必要に応じ、弁護士等による法的検証を行うなど、コンプライアンス態勢の充実・強化を図る。

(イ) コンプライアンス・プログラムの策定・推進

コンプライアンスマニュアルに基づき、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、具体的な取組、実施時期、主管部署等を定めるコンプライアンス・プログラムを策定し、その着実な推進に努める。

コンプライアンス・プログラムの策定に当たっては、コンプライアンス委員会で審議のうえ、常勤役員会の承認を受けることとする。

(ウ) コンプライアンス研修・啓蒙活動の実施

コンプライアンス研修・啓蒙活動については、目的・内容、対象者、講師、

実施時期等を具体的に定めた全体研修、コンプライアンス担当者向け研修及び個別研修を実施するほか、地域社会に対する貢献活動等を行うなど、コンプライアンスの理解と遵守について認識を高める。

(エ) 反社会的勢力への対応強化

「反社会的勢力との対応マニュアル」に基づき、コンプライアンス委員会において認定した、反社会的勢力をデータベース化し、有事における対応体制の強化を図る。

キ 的確かつ効率的な内部監査の実施

保証協会を取り巻く環境の変化に適時適切に対応し、協会業務の適正かつ効率的な運営を図るため、業務執行状況並びに会計及び財産の処理状況について、引き続き、的確な内部監査を実施するとともに、内部監査計画の適時適切な見直し、無通告監査の活用、国等の検査による指摘事項に係る監査項目の追加・見直し、監事監査との緊密な連携などにより、的確かつ効率的な内部監査を実施する。

### 3 事業計画

(単位 : 百万円, %)

|                 | 金 額     | 対前年度<br>計画比 | 対前年度<br>実績見込比 |
|-----------------|---------|-------------|---------------|
| (1) 保 証 承 諾     | 90,000  | 128.2       | 78.3          |
| (2) 保 証 債 務 残 高 | 196,000 | 138.2       | 103.2         |
| (3) 保証債務平均残高    | 193,000 | 133.1       | 122.2         |
| (4) 代 位 弁 済     | 6,200   | 148.3       | 122.4         |
| (5) 実 際 回 収     | 1,050   | 99.1        | 105.0         |
| (6) 求 償 権 残 高   | 2,525   | 120.9       | 118.6         |

#### 積算の根拠(考え方)

##### ○保証承諾

平成21年度の保証承諾は、緊急保証については、金融安定化特別保証取扱時の承諾推移を参考に、約350億円と見込んだ。

その他の保証制度については、緊急保証へのシフトを考慮し、平成19年度の実績額の80%程度の550億円を見込んだ。

##### ○保証債務残高

平成21年度末の保証債務残高は、平成20年度の保証債務残高見込額に平成21年度の貸付実行見込額を加えた額から、平成21年度中の償還見込額及び代位弁済見込額を控除し算定した。

##### ○代位弁済

平成21年度の代位弁済は、直近5か年の代位弁済率（代位弁済額/保証債務平均残高）の実績及び今後の保証債務平均残高の動向等を考慮して代位弁済率を推計し、算定した。なお、最近5か年の代位弁済額実績を基にした回帰曲線による代位弁済額の予測値を算定し、これによる検証を行った。

##### ○回収

平成21年度の回収は、最近5か年に代位弁済した求償権の有担保・無担保別の回収率を基に、有担保率を34.0%として回収率を推計し、回収額を算定した。

#### 4-1 収支計画(全体)

(単位：百万円、%)

|                  | 金 額   | 対前年度<br>計画比 | 対前年度<br>実績見込比 | 保証債務<br>平残比 |
|------------------|-------|-------------|---------------|-------------|
| 経常収入             | 2,643 | 124.8       | 100.0         | 1.37        |
| 保証料              | 2,268 | 126.1       | 99.0          | 1.18        |
| 運用資産収入           | 310   | 112.7       | 102.6         | 0.16        |
| 責任共有負担金          | 21    | —           | —             | 0.01        |
| その他              | 44    | 102.3       | 86.3          | 0.02        |
| 経常支出             | 1,841 | 104.5       | 105.4         | 0.95        |
| 業務費              | 773   | 99.4        | 103.1         | 0.40        |
| 借入金利息            | 0     | 0.0         | 0.0           | 0.00        |
| 信用保険料            | 1,042 | 111.9       | 108.1         | 0.54        |
| 雑支出              | 26    | 53.1        | 86.7          | 0.01        |
| 経常収支差額           | 802   | 225.3       | 89.4          | 0.42        |
| 経常外収入            | 7,192 | 144.9       | 132.0         | 3.73        |
| 償却求償権回収金         | 82    | 94.3        | 103.8         | 0.04        |
| 責任準備金戻入          | 1,155 | 127.1       | 127.6         | 0.60        |
| 求償権償却準備金戻入       | 1,005 | 119.4       | 119.4         | 0.52        |
| 求償権補てん金戻入        | 4,950 | 158.3       | 136.7         | 2.56        |
| その他              | 0     | —           | —             | 0.00        |
| 経常外支出            | 7,977 | 150.3       | 128.1         | 4.13        |
| 求償権償却            | 5,442 | 157.2       | 134.2         | 2.82        |
| 責任準備金繰入          | 1,223 | 139.6       | 105.9         | 0.63        |
| 求償権償却準備金繰入       | 1,297 | 135.2       | 129.1         | 0.67        |
| その他              | 15    | 125.0       | 150.0         | 0.01        |
| 経常外収支差額          | △ 785 | 228.9       | 101.0         | △ 0.41      |
| 金融安定化特別基金<br>取崩額 | 31    | 51.7        | 124.0         | 0.02        |
| 制度改革促進基金取崩額      | 0     | —           | 0.0           | 0.00        |
| 当 期 収 支 差 額      | 48    | 65.8        | 32.4          | 0.02        |
| 収支差額変動準備金<br>繰入額 | 24    | 66.7        | 32.9          | 0.01        |
| 収支差額変動準備金<br>取崩額 | 0     | —           | —             | 0.00        |
| 基 金 準 備 金 繰 入 額  | 24    | 64.9        | 32.4          | 0.01        |
| 基 金 準 備 金 取 崩 額  | 0     | —           | —             | 0.00        |
| 金融安定化特別基金<br>繰入額 | 0     | —           | —             | 0.00        |
| 基 金 取 崩 額        | 0     | —           | —             | 0.00        |

#### 積算の根拠(考え方)

- 保証料；193,000百万円×1.175%  
(平成21年度保証債務平残見込×平成21年度平均保証料率見込)なお、平均保証料率は、平成21年度末まで実施する緊急保証による保証料率の低減傾向を考慮し算出した。
- 運用資産収入；預託利息23百万円、有価証券利息287百万円  
預託利息は、平成21年度以降日本公庫貸付の廃止に伴い減少を見込み、有価証券利息は運用額の増加に伴い、収入の増加を見込んだ。
- 信用保険料；193,000百万円×0.540%  
(平成21年度保証債務平残見込×平成21年度平均保険料率見込)なお、平均保険料率は、平成21年度末まで実施する緊急保証による保険料率の低減傾向を考慮し算出した。
- 求償権補てん金戻入；平成21年度の代位弁済計画が増加のため、戻入額の増加を見込んだ。
- 求償権償却；平成21年度の代位弁済計画が増加のため、償却額の増加を見込んだ。
- 責任準備金繰入；平成21年度は、緊急保証による保証債務残高の増加を見込んでいることから、繰入額は前年度より増額と見込んだ。
- 求償権償却準備金繰入；平成21年度は代位弁済計画が増加のため、繰入額は前年度より増額を見込んだ。

## 4-2 収支計画(特別会計)

(単位：百万円、%)

|                  | 金 額   | 対前年度<br>計画比 | 対前年度<br>実績見込比 |
|------------------|-------|-------------|---------------|
| 経常収入             | 9     | 60.0        | 45.0          |
| 保証料              | 5     | 50.0        | 35.7          |
| 預け金利息            | 2     | 100.0       | 66.7          |
| 雑収入              | 2     | 200.0       | 100.0         |
| その他              | 0     | 0.0         | 0.0           |
| 経常支出             | 31    | 70.5        | 86.1          |
| 業務費              | 28    | 68.3        | 90.3          |
| 信用保険料            | 3     | 100.0       | 60.0          |
| 経常収支差額           | △ 22  | 75.9        | 146.7         |
| 経常外収入            | 103   | 49.5        | 70.1          |
| 償却求償権回収金         | 4     | 66.7        | 50.0          |
| 責任準備金戻入          | 6     | 66.7        | 60.0          |
| 求償権償却準備金戻入       | 68    | 90.7        | 97.1          |
| 求償権補てん金戻入        | 25    | 21.2        | 43.1          |
| 経常外支出            | 112   | 46.9        | 71.8          |
| 求償権償却            | 60    | 38.5        | 73.2          |
| 責任準備金繰入          | 4     | 80.0        | 66.7          |
| 求償権償却準備金繰入       | 48    | 61.5        | 70.6          |
| 経常外収支差額          | △ 9   | 29.0        | 100.0         |
| 当 期 収 支 差 額      | △ 31  | 51.7        | 124.0         |
| 金融安定化特別基金繰入額     | 0     | —           | —             |
| 金融安定化特別基金取崩額     | 31    | 51.7        | 124.0         |
| 金融安定化特別会計収支差額累計額 | △ 716 | 99.9        | 104.5         |

### 積算の根拠(考え方)

- 保証料；保証債務残高が、引き続き、減少傾向にあることから保証料は減収を見込んだ。
- 保険料；保証債務平残が、引き続き、減少傾向にあることから、保険料は前年度より減額を見込んだ。
- 償却求償権回収金；平成21年度の回収額を減少と見込んでいることから、回収額は前年度より減額を見込んだ。
- 求償権補てん金戻入；平成21年度代位弁済額を26百万円と見込み算出した。
- 求償権償却；平成21年度の代位弁済計画が減少見込のため、前年度より減額を見込んだ。
- 責任準備金繰入；平成21年度保証債務残高を641百万円、所定期限経過債務を3百万円として算出した。
- 求償権償却準備金繰入；平成21年度の代位弁済額が減少見込のため、繰入額は、前年度より減少を見込んだ。

## 5 財務計画

(単位：百万円、%)

|                                        |           | 金額     | 対前年度<br>計画比 | 対前年度<br>実績見込比 |
|----------------------------------------|-----------|--------|-------------|---------------|
| 年金<br>度融<br>中機<br>関出<br>えん<br>金担<br>・金 | 県         | 0      | —           | —             |
|                                        | 市 町 村     | 0      | —           | —             |
|                                        | 金 融 機 関 等 | 0      | —           | —             |
|                                        | 合 計       | 0      | —           | —             |
| 基 金 取 崩                                |           | 0      | —           | —             |
| 基 金 準 備 金 繰 入                          |           | 24     | 64.9        | 33.3          |
| 基 金 準 備 金 取 崩                          |           | 0      | —           | 0.0           |
| 金融安定化特別基金繰入                            |           | 0      | —           | —             |
| 金融安定化特別基金取崩                            |           | 31     | 51.7        | 124.0         |
| 期<br>末<br>基<br>本<br>財<br>産             | 基 金       | 5,788  | 100.0       | 100.0         |
|                                        | 基 金 準 備 金 | 6,477  | 102.6       | 100.3         |
|                                        | 金融安定化特別基金 | 1,452  | 100.1       | 97.9          |
|                                        | 合 計       | 13,717 | 101.2       | 99.9          |

|              |     |       |       |
|--------------|-----|-------|-------|
| 制度改革促進基金造成   | —   | —     | —     |
| 制度改革促進基金取崩   | —   | —     | —     |
| 制度改革促進基金期末残高 | 333 | 127.1 | 100.3 |

|               |       |      |      |
|---------------|-------|------|------|
| 収支差額変動準備金繰入   | 24    | 66.7 | 32.9 |
| 収支差額変動準備金取崩   | 0     | —    | —    |
| 収支差額変動準備金期末残高 | 3,885 | 1.0  | 1.0  |

|                       |     |       |       |
|-----------------------|-----|-------|-------|
| 国からの財政援助              | —   | —     | —     |
| 基金補助金                 | —   | —     | —     |
| 地方公共団体からの財政援助         | 581 | 137.7 | 106.6 |
| 保証料補給<br>(「保証料」計上分)   | 201 | 90.1  | 75.8  |
| 保証料補給<br>(「事務補助金」計上分) | 0   | —     | —     |
| 損失補償補填金               | 380 | 191.0 | 135.7 |
| 事務補助金<br>(保証料補給分を除く)  | 0   | —     | —     |
| 借入金運用益                | 0   | —     | —     |
| 責任共有負担金               | 21  | —     | —     |

### 積算の根拠(考え方)

○ 基金準備金と収支差額変動準備金の繰入額については、平成21年度収支計画での48百万円の半額を各準備金に繰り入れることとする。

○ 地方公共団体からの財政援助の保証料補給については、過年度分の期日前完済と緊急保証の影響を考慮し見込んだ。また、損失補償補てん金については、制度資金の保証割合と填補率等から見込んだ。

○ 国からの財政援助（基金補助金）については、見通しが不明であるため記載しない。また、制度改革促進基金についても同様であり、記載しない。

## 6 経営諸比率

(単位：％)

| 項 目                     | 算 式                            | 比率     | 対前年度<br>計画比増減 | 対前年度<br>実績見込比増減 |
|-------------------------|--------------------------------|--------|---------------|-----------------|
| 保証平均料率                  | 保証料収入／保証債務平均残高                 | 1.18   | △ 0.06        | △ 0.27          |
| 運用資産収入の<br>保証債務平残に対する割合 | 運用資産収入／保証債務平均残高                | 0.16   | △ 0.03        | △ 0.03          |
| 経費率                     | 経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高           | 0.40   | △ 0.16        | △ 0.09          |
| (人件費率)                  | 人件費／保証債務平均残高                   | 0.28   | △ 0.08        | △ 0.06          |
| (物件費率)                  | 物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高           | 0.12   | △ 0.08        | △ 0.04          |
| 信用保険料の<br>保証債務平残に対する割合  | 信用保険料／保証債務平均残高                 | 0.54   | △ 0.10        | △ 0.07          |
| 支払準備資産保有率               | (流動資産－借入金)／保証債務残高              | 11.43  | △ 7.90        | △ 0.36          |
| 固定比率                    | 事業用不動産／基本財産                    | 0.01   | △ 0.01        | △ 0.01          |
| 基金の基本財産に占める割合           | 基金／基本財産                        | 42.20  | △ 0.52        | 0.04            |
| 求償権による基本財産固定率           | (求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産          | 8.95   | 0.62          | △ 2.96          |
|                         |                                | 2,525  |               |                 |
| 基本財産実際倍率                | 保証債務残高／基本財産                    | 14.30倍 |               |                 |
| 代位弁済率                   | 代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高            | 3.21   | 0.33          | 0.00            |
| 回収率                     | 回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済<br>(元利計)) | 4.33   | △ 5.09        | △ 0.29          |

(注) 1. 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。